

令和5年度（2023年度）行政監査結果報告書

1 監査のテーマ

市が加入する各種保険について

2 監査の目的

本市においては、事故、火災、損害賠償責任など、様々なリスクに備え、被害者への補償・救済や市の財政負担の補填を目的に、多数の部局でそれぞれ各種の保険に加入しているが、加入する保険対象の種類、内容が様々であることから、市全体の各種保険契約について、その実態を把握するとともに、保険内容や契約方法などが適切なものとなっているかを確認し、検証することにより、今後の適切な事務の執行に資することを目的として監査を実施した。

3 監査の対象

令和4年度において、保険料として支出のあった保険契約（ただし、強制加入である自動車賠償責任保険は除く。）に係る事務を対象とする。

また、指定管理者施設において、指定管理者が本市との協定書等に基づき加入している保険も含むものとする。

4 監査の対象部局

監査の対象事務を所管する全部局

5 監査の実施期間

令和5年8月31日から令和6年3月25日まで

6 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査の対象部局に対し調査票の提出を求めるとともに、函館市監査基準に基づき、関係書類の検査を実施したほか、

関係職員から説明を聴取した。

なお、監査における主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 保険内容が適切なものとなっているか。
- (2) 部局間等で保険加入の重複が無いか。
- (3) 保険内容の検証・見直しが行われているか。
- (4) 契約方法は適正なものとなっているか。
- (5) 事故等の防止に向けた取組がなされているか。

7 監査の結果

(1) 保険契約の概要について

ア 各部局の加入状況

本監査の対象である保険契約の各部局の加入状況は、表1のとおりで、計140件となっている。

表1 各部局の加入状況

(単位：件、%)

区分	傷害保険	賠償責任保険	火災保険	自動車保険	動産保険	計
総務部	1	1		1		3
財務部		1	1		1	3
競輪事業部			1			1
市民部			1			1
保健福祉部	8	1		1		10
子ども未来部	10	2	3			15
環境部	4		1			5
経済部	2		1			3
農林水産部		2	2		1	5
土木部	4	2				6
都市建設部		1	2			3
港湾空港部		1	2	1		4
戸井支所	1			1		2
恵山支所	1			1		2
樅法華支所				1		1
消防本部		2				2
教育委員会事務局	18	2	1	1		22
選挙管理委員会事務局		5				5
企業局		3	3	1		7
病院局	3	23	9	5		40
計	52	46	27	13	2	140
構成比率	37.1	32.9	19.3	9.3	1.4	100

部局別の保険契約数では、病院局が40件で最も多く、これは病院（開設者）、勤務医師、看護職、理学療法士などの医療従事

者による区分、情報漏えい、保育所施設などの区分により加入する賠償責任保険が多く、さらに、函館病院・函館恵山病院・函館南茅部病院の3病院それぞれでの加入となっているため、契約数が多くなっている。次いで、教育委員会事務局や子ども未来部では、イベントや行事、各種活動等における傷害保険への加入が多くなっている。

保険種別の保険契約数では、傷害保険が52件（37.1%）で最も多く、次いで、賠償責任保険が46件（32.9%）、火災保険が27件（19.3%）、自動車保険が13件（9.3%）、動産保険が2件（1.4%）となっている。

主な保険の概要等を示すと次のとおりである。

(ア) 傷害保険

傷害保険は、人の傷害疾病に基づき一定の給付を約する保険で、契約締結時に定めた保険金額や保険金日額に基づき、市の賠償責任の有無にかかわらず、保険金が支払われるものである。

本市では、イベントや事業等の実施に当たり、主催する部局の判断により、それぞれの事業内容や対象者などに応じて補償内容等を決め、民間会社の保険や公益法人等の自治体等を対象にした保険に加入しており、大別すると、「イベントや事業等への参加者を対象としたもの」、「ボランティア活動のスタッフなどを対象としたもの」、「市の業務を遂行中の従事者（指導員、訪問員、医療スタッフ等）を対象としたもの」が主なものとなっている。

補償内容については、それぞれの事業内容や対象者などに応じて設定されているが、類似の事業でも補償金額や特約内容などに大きな違いがあるものが見受けられたほか、部局によっては類似の事業を行っていても加入していない場合などもあった。

(イ) 賠償責任保険

賠償責任保険は、施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する事故について、法律上の賠償責任が生じることによって被る損

害を補填するものである。

本市では、各部局が所管する施設や業務を対象に、財務部が一括して全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入しているが、当該保険の対象とならない施設（医療施設、学校施設・保育所、道路、上・下水道施設ほか）や業務（許可・認可等の行政処分、医療業務、消防・救急等業務、治山・治水等業務、学校・保育所業務、予防接種業務ほか）については、それぞれ所管部局において、全国市長会（学校災害賠償補償保険、予防接種事故賠償補償保険）や公益社団法人全国市有物件災害共済会（道路賠償責任保険）、一般財団法人全国消防協会（消防業務賠償責任保険）、公益社団法人日本水道協会（水道賠償責任保険）、公益社団法人全国自治体病院協議会（病院賠償責任保険）など、公益法人等の保険に加入しているほか、公益法人等の保険の対象にならない場合は、必要に応じて民間会社の賠償責任保険に加入している。

補償内容については、公益法人等の保険への加入では、それぞれの制度内容に応じて設定されているほか、民間会社の保険への加入では、類似事業の補償内容などを参考に設定されているが、対人賠償を例にあげると、1人当たりまたは1事故当たりの補償限度額はすべて1億円以上で設定されていた。

(ウ) 火災保険

火災保険は、建物や建物内に収容された物品の火災および風水害等による損害を補填するものである。

本市の施設は、基本的に公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済（地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業）に加入しており、加入手続きについては、一般会計分は都市建設部と教育委員会事務局を除き財務部が、特別会計分は所管部局が、企業会計分は企業局と病院局がそれぞれ行っているほか、都市建設部と教育委員会事務局は施設数が多いことなどから所管施設分をそれぞれが行っている。

また、病院局は、函館恵山病院と函館南茅部病院の施設を対象に一般財団法人全国自治協会の建物災害共済（相互救済事業）に加入（市町村合併前から加入）しているほか、執務室用などとして賃借した民間施設（マイナンバーカード臨時交付センター、子育て支援のための特別給付金の執務室、環境部事務所、医学生等宿泊用職務住宅）を対象に、それぞれ所管部局が民間会社の火災保険に加入している。

補償内容については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済など公益法人の保険では、再調達価額や復旧費を基に補償額が設定されており、賃借した民間施設を対象に加入している民間会社の保険では、不動産管理会社の指定する補償内容となっている。

(イ) 自動車保険

自動車保険は、自動車の利用に伴って発生する損害を補填するものである。

本市の公用車は、函館市庁用車両管理要綱において、対人賠償は無制限、対物賠償は1,000万円以上、車両保険は車両評価額以上の自動車保険に加入することと規定され、基本的に公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済（相互救済事業）に加入しており、加入手続きについては、企業局と病院局がそれぞれ行っている以外は、総務部が各部局分を一括して行っている。一方、港湾空港部の公用車の加入手続きが、港湾空港部で行われていた。

また、戸井支所、恵山支所、椴法華支所の除雪用リース車両や函館南茅部病院の公用車を対象に、それぞれの所管部局が一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済（相互救済事業）に加入（市町村合併前から加入）しているほか、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済では搭乗者傷害の補償が無いことから、はこだて療育・自立支援センターや函館恵山病院の送迎車両を対象に、それぞれの所管部局が搭乗者傷害の

補償がある民間会社の自動車保険に加入している。

このほか、教育委員会事務局では、戸井教育事務所の公用車が、イベントや事業で職員以外の関係者が乗車する場合があることから、搭乗者傷害の補償に備えるために、総務部が手続きする自動車損害共済のほかに、上乗せ分として民間会社の自動車保険に加入している。

なお、市が所有する地域福祉バスやスクールバスは、運転業務を委託しており、受託業者がそれぞれ自動車保険に加入している。

補償内容については、はこだて療育・自立支援センターの送迎車両が、車両の補償が設定されていなかったほかは、すべての公用車が、対人賠償、対物賠償、車両保険それぞれについて、函館市庁用車両管理要綱の規定に基づいた補償額が設定されていた。

(オ) 動産保険

動産保険は、動産の偶発的な事故等による損害を補填するものである。

財務部が全市（一般会計・特別会計・企業会計等）を対象とした公金の盗難等の損害に対応するため、全国市長会の公金総合保険に加入しているほか、農林水産部では治山事業等において使用するドローンを対象とした動産総合保険に加入している。

補償内容については、公金総合保険は実際に発生した損害額が補償額（限度額あり）となっているほか、ドローンの動産総合保険は機体の価額を基に補償額が設定されている。

イ 支払保険料の状況

令和4年度における支払保険料の状況は、表2のとおりで、総額は65,142,774円となっている。

表2 支払保険料の状況

(単位：円、%)

区分	傷害保険	賠償責任保険	火災保険	自動車保険	動産保険	計
総務部	18,000	5,000		5,700,560		5,723,560
財務部		2,072,189	5,229,015		452,515	7,753,719
競輪事業部			239,954			239,954
市民部			18,770			18,770
保健福祉部	671,197	135,430		170,860		977,487
子ども未来部	516,804	411,361	18,990			947,155
環境部	4,250		21,300			25,550
経済部	12,000		3,250			15,250
農林水産部		34,180	477,627		25,440	537,247
土木部	502,095	853,200				1,355,295
都市建設部		283,630	5,798,650			6,082,280
港湾空港部		9,280	199,273	65,640		274,193
戸井支所	1,350			19,140		20,490
恵山支所	1,000			23,260		24,260
榎法華支所				20,020		20,020
消防本部		444,680				444,680
教育委員会事務局	874,280	923,411	6,785,200	9,670		8,592,561
選挙管理委員会事務局		155,130				155,130
企業局		2,316,100	781,760	1,149,152		4,247,012
病院局	991,810	24,731,581	1,478,508	486,262		27,688,161
計	3,592,786	32,375,172	21,052,297	7,644,564	477,955	65,142,774
構成比率	5.5	49.7	32.3	11.8	0.7	100

部局別では、公益社団法人全国自治体病院協議会の病院賠償責任保険や勤務医師賠償責任保険などへ加入する病院局が27,688,161円と最も多く、次いで、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済などへ加入する教育委員会事務局が8,592,561円、全国市長会の市民総合賠償補償保険や公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する財務部が7,753,719円となっており、上位3部局で全体の7割近くを占めている。

保険種別では、賠償責任保険が32,375,172円と最も多く全体の半数近くを占め、次いで、火災保険が21,052,297円となっており、2つをあわせると全体の8割を超えている。

なお、公益法人等への支払保険料の合計は62,545,948円となっ

ており、全体の9割以上を占めている。

ウ 支払われた保険金の状況

過去3年間に支払われた保険金の状況は、表3のとおりである。

表3 支払われた保険金の状況

(単位：件、円)

保険種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	保険金	件数	保険金	件数	保険金
傷害保険	7	17,517	7	271,000	19	1,105,500
賠償責任保険	14	1,637,341	15	2,803,367	13	1,768,792
火災保険	3	6,567,285	1	66,985	5	20,588,833
自動車保険（任意）	26	2,776,214	32	5,613,668	38	6,961,933
動産保険	-	-	-	-	-	-
計	50	10,998,357	55	8,755,020	75	30,425,058

令和4年度に支払われた保険金の状況をみると、全部で75件
30,425,058円となっている。

保険種別ごとでは、傷害保険が教育委員会事務局における特別支援教育支援員の活動中の事故への補償などが19件1,105,500円、賠償責任保険が土木部における道路賠償責任保険の給付などが13件1,768,792円、火災保険が都市建設部における市営住宅の火災への建物総合損害共済の給付などが5件20,588,833円、自動車保険が公用車の事故に伴う自動車損害共済の給付などが38件6,961,933円となっている。

動産保険を除いては、毎年一定数の事故等が発生し保険金が支払われており、件数の半数以上は自動車保険となっている。

(2) 保険の対象や補償内容の決定方法について

保険の対象や補償内容の決定方法は、表4のとおりである。

表4 保険の対象や補償内容の決定方法（※複数回答）

(単位：件)

区分	過去に発生した事故等の事例を参考にしている	類似事業等の事例を参考にしている	対象となるものの再調達価額から想定している	その他
件数	38	92	10	18

決定方法は、複数回答であるが、「類似事業等の事例を参考にしている」が92件で最も多く、次いで、「過去に発生した事故等の事例を参考にしている」が38件、「対象となるものの再調達価額から想定している」が10件となっている。

「その他」の18件のうち、前年の内容を踏襲しているというものが6件で最も多く、このほか厚生労働省から委託を受けた調査の調査員を対象とした傷害保険であらかじめ厚生労働省から案内された保険内容としているものや、賃借物件を対象とした火災保険で不動産管理会社から指定された保険内容としているものなどがあった。

(3) 保険の重複加入について

今回、調査した限りにおいて、保険の重複加入は無かった。

多くの保険契約では、対象とするものが独自事業であることや、施設等を単独で所管していることなどから、明らかに重複が想定されないとして、他部局等との重複確認は行っていなかったが、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済では手続き時に重複の有無について確認する仕組みとなっていたほか、共催事業を行っているところなどで、重複のおそれがある場合には、関係部局間などの重複確認が行われていた。

(4) 保険内容の検証や見直しの検討について

保険内容の検証や見直しの検討状況は、表5のとおりである。

表5 保険内容の検証や見直しの検討状況 (単位：件、%)

区分	検証や見直しの検討を行っている A					検証や見直しの検討を行っていない B	計 A+B
	見直しにあたっての検討内容（※複数回答）						
加入の意義や必要性、有効性など	保険の対象	補償内容	他の保険商品との比較				
件数	89	56	64	64	10	51	140
構成比率	63.6					36.4	100

6割以上の保険契約において、毎年の契約更新時や予算要求時な

どに、加入の意義や必要性、有効性などのほか、保険の対象や補償内容について、検証や見直しの検討を行っていたが、3割以上の契約では行っていない状況である。

見直し事例をあげると、病院局において、なりすましメールの多発に対応するため、医療機関用サイバー保険の補償対象を拡大した事例や、企業局において、漏水による個人の家財の損害の状況に応じ、水道賠償責任保険の補償対象を拡大した事例などがあった。

また、検証や見直しの検討を行っていない理由としては、令和4年度に新規加入したものや単年度での加入であるもの13件を除いては、単に前年の内容を踏襲しているものや、保険対象に変更が無いことなどを理由にしているものが多かった。

(5) 契約方法について

すべての契約は、随意契約で行われており、見積書の徴取状況は、表6のとおりである。

表6 見積書の徴取状況 (単位：件、%)

区分	2者以上から徴しているもの	1者から徴すれば足りるもの (取扱いが1者のみ等)	徴取を要しないもの	1者のみから徴しているもの(取扱いが1者のみであることを確認していない等)	徴していないもの	計
件数	3	31	54	46	6	140
構成比率	2.1	22.1	38.6	32.9	4.3	100

函館市契約条例施行規則、函館市企業局契約規程、函館市病院局契約規程では、随意契約により契約を締結するときは、2者以上から見積書を徴するものとし、契約の性質上または目的上2者以上から徴することができない場合は、1者から徴すれば足りるとしているほか、法令の規定により価格が定められているものであるときや契約の性質上必要が無いと認められるときは、徴取を要しないと規定されている。

見積書の徴取状況をみると、「2者以上から徴しているもの」が

3件のみであり、経済部の傷害保険2件と恵山支所の傷害保険1件で、仕様書を作成のうえ相手方に提示し徴していた。

「1者から徴すれば足りるもの（取扱いが1者のみ等）」が31件で、複数の保険会社を調査した結果、取扱いが1者のみであったもの2件、厚生労働省から案内されたもの1件、不動産会社から指定されたもの5件のほか、残り23件はすべて、公益法人等の保険への加入である。なお、公益法人等の保険は、あらかじめ保険料が一律に決められ公表されているため、見積書の徴取を要しないが、あえて徴しているものであった。

「徴取を要しないもの」が54件で、すべて公益法人等の保険への加入である。

「1者のみから徴しているもの（取扱いが1者のみであることを確認していない等）」が46件で、これらは取扱いが1者のみであることを確認せずに単に前年と同一の保険会社から徴しているもの、複数の保険会社で取扱いがあることが分かっていながらも前年と同一の保険会社から徴していたりするものなどであり、複数の保険会社で取扱いがある場合は、競争性が働いていないこととなる。

「徴していないもの」6件は、すべて病院局の賃貸借物件に係る火災保険であり、不動産管理会社から指定された民間会社の保険であるため、本来、当該民間会社1者から見積書を徴する必要があるが、徴していなかった。

(6) 事故発生時の保険対応マニュアルの状況について

保険対象となる事故発生時の保険対応マニュアルの状況は、表7のとおりである。

表7 事故発生時の保険対応マニュアルの状況

(単位：件、%)

区分	有 (保険会社等作成成分含む)	無	計
件数	99	41	140
構成比率	70.7	29.3	100

約7割の保険契約では、独自に部局において作成しているもののほか、保険会社等から示されているものなども含め、保険対応のためのマニュアルやフロー図などがあったが、約3割では無い状況である。

マニュアル等が無い理由としては、「発生確率が低い」、「事故発生時に保険会社へ連絡し、その都度対応することとしている」、「対象範囲が広く作成が困難」などとなっていた。

(7) 事故等の防止のための取組状況について

事故等の防止のための取組状況は、表8のとおりである。

表8 事故等の防止のための取組状況

(単位：件、%)

区分	取り組んでいる	取り組んでいない	計
件数	104	36	140
構成比率	74.3	25.7	100

保険対象となる事業等のうち7割以上では、それぞれの所管部局において、定期的な点検や見回り、イベントや事業参加者への啓発や注意喚起、関係者間の情報共有、研修・講習の実施など、事故等の防止のために様々な取組を行っていたが、2割以上では取り組んでいない状況である。

(8) 指定管理者の加入状況について

指定管理者の保険加入状況は、表9のとおりである。

表9 指定管理者の加入状況

(単位：件、%)

区分	保険加入状況			保険種別の状況					計
	指定 管理者 導入 施設数	保険 加入有 施設数	加入率	傷害保険	賠償責任 保	火災保険	自動車 保険	動産保険 ほか	
企画部	3	1	33.3			1			1
市民部	3	1	33.3		1				1
保健福祉部	8	8	100.0	4(1)	4		1	1	6
子ども未来部	4	4	100.0	1(1)	1				1
環境部	1		0.0						
経済部	7	4	57.1	1	3				4
観光部	5	4	80.0		5				5
農林水産部	4	2	50.0	1	2				3
土木部	11	11	100.0	3	12				15
都市建設部	1	1	100.0	1					1
港湾空港部	1		0.0						
戸井支所	7		0.0						
恵山支所	9	1	11.1		2				2
榎法華支所	3		0.0						
南茅部支所	8		0.0						
教育委員会事務局	30	27	90.0	15(2)	9		5	1	15
計	105	64	61.0	26(4)	39	1	6	2	74
		構成比率		35.1	52.7	1.4	8.1	2.7	100

・次の施設は1施設としてカウントしている。

①土木部の都市公園(374施設)、②都市建設部の市営住宅等(79施設)、③教育委員会の図書館・図書室等(7施設)

・複数施設を一括して指定管理者となっている場合、保険も施設をまとめて1契約で加入している場合がある。

・傷害保険欄の()内は、指定管理者に対し特に加入を義務付けているもの。※内数

指定管理者導入施設数105施設のうち、保険加入がある施設は64施設で、全体の61.0%となっている。

保険種別の状況では、賠償責任保険が39件(52.7%)で最も多く、次いで、傷害保険が26件(35.1%)、自動車保険が6件(8.1%)、火災保険が1件(1.4%)などとなっている。

指定管理者の保険の加入については、原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、賠償責任保険への加入を義務付けているが、市があらかじめ全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合は加入の必要は無いとしている。

また、函館市総合福祉センター(センター内に児童センターを置く)と児童館(函館市富岡児童館・函館市昭和児童館・函館市神山児童館)や、函館市公民館と函館市亀田交流プラザにおいては、市

直営の児童館が加入している一般財団法人児童健全育成推進財団の児童安全共済制度への加入や公民館等が従前から加入している公益財団法人全国公民館連合会の公民館総合補償制度への加入を義務付けており、保険料を指定管理の管理委託料に含んでいる。

こうしたなかで、それぞれの指定管理者においては、施設の業務内容などを考慮しながら、自らの判断で各種保険への加入の有無や保険内容を決定している。

また、部局による指定管理者の保険加入についての確認状況は、表10のとおりである。

表10 部局による指定管理者の保険加入についての確認状況 (単位:件, %)

区分	確認している	確認していない	計
件数	85	20	105
構成比率	81.0	19.0	100

約8割の施設では、毎年の事業報告や保険契約の更新の際などに、関係書類や保険証券等により確認しているが、約2割の施設では確認していない状況であり、特に、保健福祉部と子ども未来部においては、函館市総合福祉センター（センター内に児童センターを置く）と児童館（函館市富岡児童館・函館市昭和児童館・函館市神山児童館）の指定管理者に児童安全共済制度への加入を義務付けているにもかかわらず、その加入状況を確認していなかった。

8 監査意見

(1) 個別に改善または検討を要する事項

ア 市町村合併前から加入している相互救済事業の保険について
本市では、施設の火災保険および公用車の自動車保険について、特に理由がある場合を除き、公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業である建物総合損害共済および自動車損害共済に加入する取扱いとしている。

こうしたなか、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、病院局において、一般財団法人全国自治協会の相互救済事業である建物災害

共済および自動車損害共済へ市町村合併前から継続して現在も加入していた。

該当部局においては、加入に当たり特に理由が無いのであれば、事務の統一化や効率化なども考慮し、全序的に加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業への手続きについて検討されたい。（戸井支所、恵山支所、般法華支所、病院局）

イ 公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済への加入手続きについて

本市の公用車の公益法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済への加入手続きは、企業局および病院局以外は、総務部が一括して行うこととしている。

港湾空港部においては、所管する公用車の加入手続きを港湾空港部で行っていたが、全序的な取扱いに即し、総務部で行うよう改められたい。（港湾空港部）

ウ 車両保険について

函館市庁用車両管理要綱では、対人賠償が無制限、対物賠償が1,000万円以上、車両保険が車両評価額以上の自動車保険に加入することと規定されている。

保健福祉部はこだて療育・自立支援センターの送迎車両を対象に加入している自動車保険については、車両の補償が無かったので、函館市庁用車両管理要綱の規定に基づき、車両保険に加入されたい。（保健福祉部）

エ 見積書の徴取について

函館市病院局契約規程では、随意契約により契約を締結するときは、2者以上から見積書を徴するものとし、契約の性質上または目的上2者以上から徴することができない場合は、1者から徴すれば足りるとしているほか、法令の規定により価格が定められているものであるときや契約の性質上必要が無いと認められるときは、徴取を要しないと規定されている。

こうしたなか、病院局においては、医学生等宿泊用職務住宅と

して賃借した民間施設を対象に加入している民間会社の火災保険について、見積書を徴していなかった。

当該保険については、不動産管理会社から保険会社を指定されているものであり、函館市病院局契約規程の規定に基づき、見積書を1者から徴すれば足りるものであるので、当該保険会社から見積書を徴し適正な事務処理を執られたい。（病院局）

才 指定管理者に加入を義務付けている保険について

保健福祉部および子ども未来部においては、函館市総合福祉センター（センター内に児童センターを置く）と児童館（函館市富岡児童館・函館市昭和児童館・函館市神山児童館）の指定管理者に対し、一般財団法人児童健全育成推進財団の児童安全共済制度への加入を義務付けているが、その加入状況について確認していなかった。

当該制度については、保険料を指定管理の管理委託料に含み、特に加入を義務付けているものであるため、適切な履行確認のうえからも、加入状況について確認されるよう改められたい。（保健福祉部、子ども未来部）

（2）総括意見

今回の行政監査の対象とした各種保険は、事故、火災、損害賠償責任など、様々なリスクに備え、被害者への補償・救済や市の財政負担の補填を目的に加入しているものであるが、加入に当たっては、発生しうるリスクや損害の程度を具体的に想定するとともに、市が責任を負うリスクが、業務・事業内容や社会情勢の変化などにより変動することも想定したうえで、保険内容を適宜検証し、見直しを図りながら、保険内容を適切なものとする必要がある。

こうしたなか、一部の保険契約においては、単に前年の内容を踏襲していたり、保険対象に変更が無いことなどを理由に検証等が行われていなかった。

また、契約方法においても、函館市契約条例施行規則等の規定に

基づいた適正な見積書の徴取がなされていないものが多くあり、競争性の確保に課題があることも明らかになった。

保険内容としては、傷害保険を除く各種保険では、保険種別ごとに概ね統一的な保険内容となっていたが、傷害保険においては、事業内容や対象者などに応じ、所管部局の判断により補償金額や特約内容を決定していた。

また、事故等への対応については、多くの保険契約において保険対応マニュアルを備え、事故発生時に適切に対応できるよう体制を整えていたほか、事故等そのものを発生させないよう、事故等の防止のために取り組んでいたが、マニュアルが無かったり、事故等の防止のための取組を行っていないものも見受けられた。

また、指定管理者導入施設の多くでは、所管部局において指定管理者が加入している各種保険の加入状況について確認していたが、加入状況を確認していないところも見受けられた。

以下、課題別に次のとおり意見を述べる。

所管部局においては、今後、これらに留意のうえ、保険加入の事務の執行に当たられたい。

ア 保険内容の検証・見直しの検討について

一部の保険契約においては、単に前年の内容を踏襲しているなど、検証等が行われていない状況であった。

事故のリスクは、業務・事業内容や社会情勢などにより変動し、また、各保険の内容も年々変化するものである。

こうしたことを踏まえ、検証や見直しを行わず漫然と継続している保険契約については、契約更新時や予算要求時などに、保険内容について検証し、必要に応じて見直しを検討されたい。

イ 契約における競争性等の確保について

契約方法については、すべて随意契約で行われていたが、民間会社との保険契約において、取扱いが1者のみであることを確認

せずに単に前年と同一の保険会社 1 者から、あるいは複数の保険会社で取扱いがあることが分かっていながらも前年と同一の保険会社 1 者からしか見積書を徴していないものなどが 46 件あった。

各部局においては、函館市契約条例施行規則等の規定に基づき、随意契約により保険契約をするときは、複数の保険会社で取扱いがある場合、2 者以上から見積書を徴し比較のうえ契約するなど、競争性や透明性、公正性の確保に努められたい。

ウ 傷害保険について

傷害保険については、事業内容によるリスクの程度や対象者の種類のほか、事業等への参加促進の観点、市の業務に従事してもらう際の補償など、保険内容を決めるうえで様々な要因があるほか、また、リスクの捉え方による加入の有無の違い、保険料を参加者負担としている事例などもあり、所管部局の判断により保険内容を決定している。

のことから、傷害保険の加入については、統一的な考え方で取り扱うことは難しいものと思われるが、各部局においては、検証や見直しの検討を行う際には、類似事業を適宜参考にしながら、事業等の目的に照らし、加入の意義や必要性、有効性はもとより、経済性、効率性といった視点も持って検証等に当たられたい。

エ 事故発生時の保険対応マニュアルについて

99 件の保険契約では、保険対応のためのマニュアルやフロー図などがあったが、41 件の保険契約では、「発生確率が低い」などとして備えていなかった。

事故発生時の保険対応マニュアルは、その対応がまれな場合こそ、適切に対応するために有効であり、担当職員が異動した場合などに速やかに対応できるよう、マニュアルの整備を検討されたい。

オ 事故等の防止のための取組について

保険対象となる事業等のうち 104 件では、それぞれの所管部局において、事故等の防止のための取組が行われていたが、36

件の事業等では取り組んでいなかった。

事故等を未然に防ぎ、市民等の安全や市の財産などを守るため、各部局においては、定期的な点検や見回り、参加者への啓発や注意喚起、関係者間の情報共有など、事業等の内容に応じた適切な取組を行い、日頃から事故等への未然防止の意識の定着を図られたい。

また、職員が異動した場合などに対応できるよう、事故等の防止や事故後の対応のマニュアルを備えることについても検討されたい。

カ 指定管理者の保険加入状況の確認について

指定管理者導入施設のうち20施設では、所管部局において指定管理者が加入している各種保険の加入状況について確認していなかったが、市の施設で発生した事故等へ適切に対応するためにも、加入状況を把握しておくことは必要である。

万が一事故等が発生した場合などに、指定管理者と連携しながら、市としても迅速かつ的確に対応できるよう、加入状況を確認していない施設の所管部局においては、機会を捉えて加入状況を確認し把握されるよう努められたい。

【支払保険料が50万円を超える保険契約一覧】

部局名	保険契約の名称	保険の種類	加入の目的	令和4年度 支払保険料(円)
総務部	自動車損害共済	自動車保険	公用車の事故等へ対応するため	5,700,560
財務部	建物総合損害共済	火災保険	市が保有する建物・工作物・動産の火災等の災害による損害へ対応するため	5,229,015
	市民総合賠償補償保険	賠償責任保険	市が所有・使用・管理する施設の瑕疵や業務遂行上の過失による賠償責任へ対応するため	2,072,189
土木部	道路賠償責任保険	賠償責任保険	道路施設の管理者瑕疵による賠償責任へ対応するため	767,240
都市建設部	建物総合損害共済	火災保険	市営住宅等での火災等の災害による損害へ対応するため	5,661,504
教育委員会	建物総合損害共済	火災保険	学校施設・社会教育施設での火災等の災害による損害へ対応するため	6,785,200
	学校災害賠償補償保険	賠償責任保険	学校施設の瑕疵や業務遂行上の過失、学校が提供する飲食物の不備による賠償責任へ対応するため	909,501
企業局	自動車損害共済	自動車保険	企業局の公用車の事故等へ対応するため	1,149,152
	水道賠償責任保険	賠償責任保険	水道施設の所有・使用・管理中および工事その他作業によって生じた事故等による賠償責任へ対応するため	1,070,160
	下水道賠償責任保険	賠償責任保険	下水道施設の管理者瑕疵による賠償責任へ対応するため	593,790
	建物総合損害共済	火災保険	企業局が保有する建物・工作物・動産の火災等の災害による損害へ対応するため	554,021
	公営交通事業者団体 鉄道賠償責任保険	賠償責任保険	市電・市電施設等における管理者瑕疵や業務遂行上の過失による賠償責任へ対応するため	652,150
病院局	病院賠償責任保険	賠償責任保険	函館病院における医療事故や病院施設の欠陥等による賠償責任へ対応するため	14,839,934
	勤務医師賠償責任保険（包括契約方式）	賠償責任保険	医療事故による勤務医師個人の賠償責任へ対応するため	2,435,038
	看護職賠償責任保険（包括契約方式）	賠償責任保険	看護師等業務に起因した事故の看護師等個人の賠償責任へ対応するため	651,446
	医療機関用サイバー保険	賠償責任保険	情報漏えい等に起因する賠償責任へ対応するため	899,080
	医療事故調査費用保険	賠償責任保険	医療事故調査制度で義務づけられている院内調査の実施により発生する費用へ対応するため	929,200
	ハラスメント保険	賠償責任保険	雇用上の差別や不当解雇、ハラスメント等に起因する賠償責任へ対応するため	539,000
	使用者賠償責任保険	賠償責任保険	公務災害において使用者が民法上の損害賠償を負担することになった場合の賠償責任へ対応するため	1,686,630
	建物総合損害共済	火災保険	病院局が保有する建物・工作物・動産の火災等の災害による損害へ対応するため	824,769
	総合保障制度will	傷害保険	看護学校の学校管理下における学生の事故等へ対応するため	949,500
	病院賠償責任保険	賠償責任保険	函館恵山病院における医療事故や病院施設の欠陥等による賠償責任へ対応するため	624,960
	病院賠償責任保険	賠償責任保険	函館南茅部病院における医療事故や病院施設の欠陥等による賠償責任へ対応するため	705,712